

2026年3月25日

受益者の皆さまへ

J P 投信株式会社

社名の変更等に伴う投資信託約款変更についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、弊社が設定・運用を行っております、下記7ファンドにつきまして、2026年4月1日付で、投資信託約款の変更を行いますのでお知らせ致します。

なお、本件の変更に伴った弊社運用ファンドの運用方針、および運用プロセスに関する実質的な変更はございません。

本お知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。

今後とも、当ファンドをご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象となる投資信託の名称

追加型証券投資信託 J P 4 資産バランスファンド（愛称：ゆうバランス）安定コース

追加型証券投資信託 J P 4 資産バランスファンド（愛称：ゆうバランス）安定成長コース

追加型証券投資信託 J P 4 資産バランスファンド（愛称：ゆうバランス）成長コース

追加型証券投資信託 J P 4 資産均等バランス

追加型証券投資信託 J P 日米バランスファンド

追加型証券投資信託 J P 4 資産バランスファンド（DC）

追加型証券投資信託 J P 日米バランスファンド（DC）

2. 変更内容および変更理由

（1）全ファンド共通

2026年4月1日付で、当社は合併に伴い「JP投信株式会社」から「ゆうちょアセットマネジメント株式会社」に社名変更、当社の加入協会である「一般社団法人投資信託協会」は「一般社団法人資産運用業協会」に協会名が変更となります。

また、当社の公告方法を日刊工業新聞から電子公告へと変更いたします。

変更後	現行
<p>(表紙)</p> <p><u>ゆうちょアセットマネジメント株式会社</u></p>	<p>(表紙)</p> <p><u>J P 投信株式会社</u></p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 運用制限</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 運用制限</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<p>(信託の種類、委託者及び受託者)</p> <p>第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>ゆうちょアセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>② (略)</p>	<p>(信託の種類、委託者及び受託者)</p> <p>第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>J P 投信株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>② (略)</p>
<p>(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)</p> <p>第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（第20条に規定する借入公社債を除きます。）を法令及び<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。</p>	<p>(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)</p> <p>第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（第20条に規定する借入公社債を除きます。）を法令及び<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。</p>
<p>(公告)</p> <p>第49条 委託者が受益者に対してする公告は、<u>電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。</u></p> <p>https://www.jpba-am.co.jp/</p> <p>②前項の電子公告による公告をすることができな</p>	<p>(公告)</p> <p>第49条 委託者が受益者に対してする公告は、<u>且刊工業新聞に掲載して行います。</u></p>

い事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。	
委託者 <u>ゆうちょアセットマネジメント株式会社</u> 受託者 三井住友信託銀行株式会社	委託者 <u>J P 投信株式会社</u> 受託者 三井住友信託銀行株式会社

(2) J P 4 資産バランスファンド (DC) 及び J P 日米バランスファンド (DC) のみ

分配金再投資に関し「自動けいぞく投資約款」の記載を削除しました。この変更は、分配金再投資に関する記載を、当該ファンドの実務・運用形態および他ファンドの取扱いと整合させることを目的とし、受益者にとってより明確で一貫性のある約款構成とするための見直しとなります。

変更後	現行
<p>(受益権の申込単位及び価額)</p> <p>第 13 条 販売会社 (委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) は、第 8 条第 1 項の規定により<u>分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得の申込みに応じることができるもの</u>とします。ただし、販売会社と別に定める分配金再投資に関する契約 (以下「別に定める契約」といいます。) を結んだ取得申込者に係る収益分配金の再投資の場合は、<u>1 円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応じることができるもの</u>とします。</p> <p>②～⑦ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位及び価額)</p> <p>第 13 条 販売会社 (委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) は、第 8 条第 1 項の規定により<u>分割される受益権について、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款に従って契約 (以下「別に定める契約」といいます。)</u> を結んだ取得申込者に対し、<u>1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるもの</u>とします。ただし、販売会社と別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、<u>1 円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応じることができるもの</u>とします。</p> <p>②～⑦ (略)</p>
<p>(削除)</p> <p>1. 別に定める投資信託証券 運用の基本方針および投資信託約款第 17 条第 1 項に定める「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券 (振替受益権又は振替投資口を含みます。) をいいます。</p>	<p>1. この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。</p> <p>2. 別に定める投資信託証券 運用の基本方針および投資信託約款第 17 条第 1 項に定める「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券 (振替受益権又は振替投資口を含みます。) をいいます。</p>

3. 約款変更適用日

2026年 4月 1日

以上

JP投信

商号：JP投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2879 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会